

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
株式会社内田工業	茨城県小美玉市倉数 8 6 9 - 1	0 2 - 0 0 7 8 3 2

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。「5-」は県外建設コンサルタントの有資格者番号を表す。

2. 指名停止措置期間

令和 3 年 6 月 25 日～令和 4 年 6 月 24 日（1 2 ヶ月間）

3. 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する工事等

4. 事実概要

上記の業者の使用人が, 小美玉市職員に賄賂を供与したとして, 令和 3 年 5 月 31 日, 贈賄の容疑で茨城県警に逮捕された。

5. 指名停止理由

上記の業者の使用人が, 小美玉市職員に賄賂を供与したとして, 令和 3 年 5 月 31 日, 贈賄の容疑で逮捕されたことは, 「茨城町建設工事等請負業者指名停止措置要領」(平成 2 9 年要領第 3 号) 別表第 2 第 2 号イに該当すると認められる。

〈指名停止措置要領別表第 2〉

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 2 次のア又はイに掲げる者が茨城県内の町以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 役員等 イ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から  1 2 ヶ月以上 1 5 ヶ月以内

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5 (ダイヤルイン)